

第1章 後期基本計画策定の趣旨

第1節 策定の趣旨と役割

本市は、霞ヶ浦町と千代田町の合併により平成17年3月28日に誕生しました。合併に伴い策定された新市建設計画（計画期間：平成17～26年度）の基本指針を基に、平成19年3月にかすみがうら市総合計画（計画期間：平成19～28年度）を策定しました。

その後、平成23年3月の東日本大震災発生を踏まえ、平成25年3月に平成36年度までの計画とした新市建設計画第2回変更計画を策定するとともに、平成29年3月に第2次かすみがうら市総合計画を策定し総合的かつ計画的な行政運営を推進してきました。

後期基本計画は、基本構想に定めた将来都市像の実現に向け、前期基本計画の取組を検証し、社会経済動向や市民意識の変化等を反映し、新たな5か年の取組を定めるものです。

第2節 計画の期間

1. 基本構想

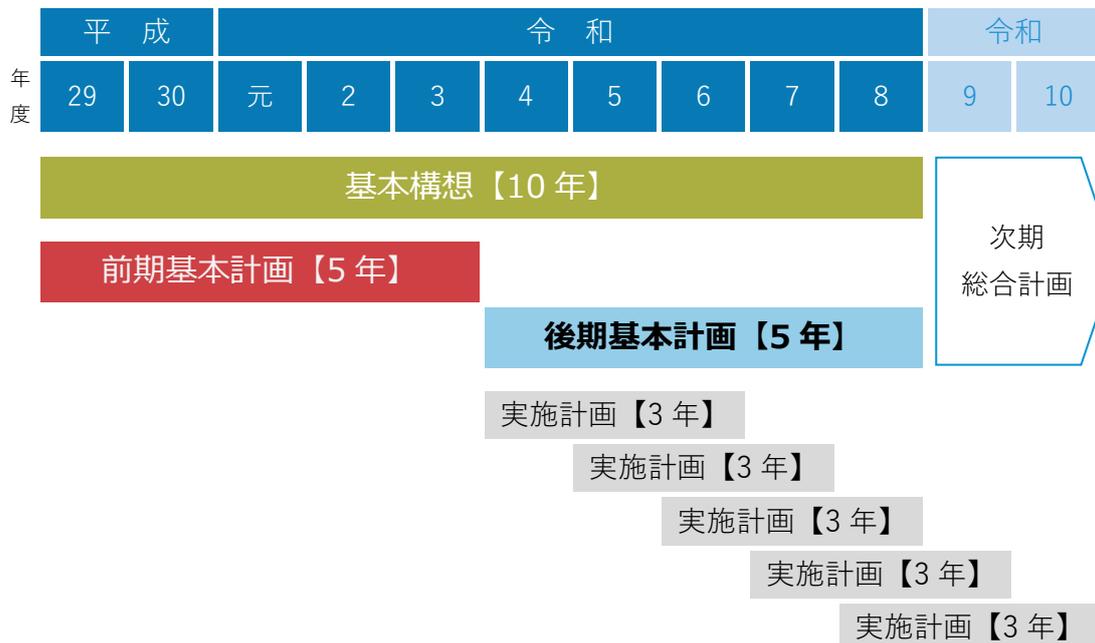
基本構想は、本市が目指す将来都市像とその実現のための施策の大綱を定め、総合的かつ体系的なまちづくりを進めるための指針です。構想期間は平成29年度から令和8年度の10か年とします。

2. 基本計画（後期）

基本計画は、基本構想に定める施策の大綱に基づき、その実現に向けて具体的なまちづくりの基本施策を示すものです。基本構想期間中を前期・後期に分け、後期基本計画では令和4年度から令和8年度を目標年度とします。

3. 実施計画

実施計画は、基本計画で示した基本施策を効率的に実施するために、市の財政状況を勘案して策定し、毎年度の事業計画及び予算編成の指針とするものです。計画期間を3か年として、ローリング方式によって毎年見直しを行い、基本計画の実効性の確保を図っていきます。



第3節 策定にあたっての考え方

後期基本計画の策定にあたっては、近年の社会情勢や、これまでの取組の成果や課題、市民意識の変化等を踏まえ、市のまちづくりや行財政運営の指針となる最上位計画として、以下の3点を基本的な考え方として策定します。

1. 施策の目的を明確にし、目指すまちの姿が共有できる計画

本計画は、第2次かすみがうら市総合計画基本構想で位置づけている基本目標・基本施策に基づき、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、今後5年間の具体的な施策や取組を設定するものです。

施策や取組の設定にあたっては、本計画に位置づける取組によって、5年後にどのような状態を目指すのかを明確にし、市民と目指すまちの姿が共有できる計画とします。

2. めまぐるしく変化する社会情勢に対応した計画

平成29年3月に第2次かすみがうら市総合計画基本構想・前期基本計画を策定して以降、我が国や本市を取り巻く社会情勢はめまぐるしく変化しています。

特に、ゼロカーボンシティの推進や持続可能な開発目標（SDGs）への対応、新たな技術革新の進展、新型コロナウイルス感染症による社会全体への影響は、今後のまちづくりにも大きく影響することが予想され、本計画策定にあたっては、このような社会情勢に対応した施策や取組の見直しを行います。

3. 総合戦略や行財政改革などとの一体的な推進と進行管理できる計画

令和2年3月に第2期かすみがうら市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、令和4年3月にはかすみがうら市行財政改革基本方針・アクションプランが策定されます。また、かすみがうら市国土強靱化地域計画、かすみがうら市都市計画マスタープラン、かすみがうら市立地適正化計画、かすみがうら市自転車活用推進計画など、全庁的に取り組む重要な計画も策定されています。

これらの計画は、本計画の計画期間（令和4年度から令和8年度）において、本市の人口減少下におけるまちづくりや行財政運営、全庁的に関わる重要な計画であることから、後期基本計画の施策体系と整合を図りながら、一体的に推進と進行管理ができる計画とします。

■ 本計画と総合戦略や行財政改革等との計画の位置づけ

